

衆議院文部科学委員会委員各位
参議院文教科学委員会委員各位

2020年7月22日
関西圏大学非常勤講師組合
執行委員長 新屋敷健

東海圏大学非常勤講師組合
執行委員長 高森識史

陳情書

「大学における交換留学生関連科目の不開講手当を100%出してほしいと各大学に通知するよう、文部科学省にはかかっていただきたい」という陳情です。

今般のコロナ禍のなか、国民の目線に立っての活動、こころより感謝いたします。

さて、全国の大学で、「すでに交換留学生の募集を中止した。後期の授業を不開講にする。その科目を担当している非常勤講師には不開講手当を支払う」との通知を出すところが増えてきています。

この通知に書いてある不開講手当はどの大学でも賃金単価の60%未満でしかありません。

私たち非常勤講師組合は、その労働契約が期間の定めのある労働契約であることに基づき、今までも100%の手当を要求して団体交渉をしてきました。普段でも苦しい状況に置かれている非常勤講師ですが、コロナ禍のなかで一層の苦境に立たされており、今般の事情は従来よりもいっそう100%の手当が相当であると考えています。

下記の文書は上記のような通知を出した大学に送ったものです。この文書には組合が不開講手当を100%要求する根拠が書いてありますので、なにとぞこの趣旨をご理解いただき、委員の皆様から文部科学省に働きかけていただけたなら幸甚です。

.....

貴大学から、非常勤講師に対して、後期の交換留学生の受け入れを中止したこと、よって不開講となった科目については就業規則に規定された手当をだす旨の通知が届きました。

しかし、ご承知のとおり、すでに文部科学省高等教育局長が「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（元文科高第1259号。令和2年3月24日）という通知を各大学に出しております。

それによりますと、「2、学事日程の取り扱いについて。(4)」および「3、遠隔授業の活用について。(4)」において、入国拒否等により留学生等が大学の教育活動に参加できない事態も想定されるが、その場合は遠隔授業等を活用し、当初の予定通り4月に入学したのものとして取り扱うことは差し支えないとなっております。

しかし、貴大学は、この通知が示している方向ではなく、交換留学生の受け入れ中止を決定されました。この受け入れ中止の決定は貴大学の責任においてなされたことで、個々の非常勤講師にはまったく責任がないことをまずは確認しておきたいと思えます。

秋学期での受け入れ中止を再考するという事は困難であろうと当組合も考えます。そこで不開講手当についてですが、就業規則に不開講手当 3 か月分（賃金単価に直すと 50%に相当する）とあっても、労基法 26 条違反であるというのが当組合の見解です[休業手当は平均賃金の 6 割以上でなければならない。強行法規]。この点に関し、従来、「受講生を募集したが、集まらなかった。その結果、不開講とせざるを得なくなったが、その責任をすべて大学側に負わせることはいかかなものか」という大学側の理屈でもって、本来支払われるべき賃金単価の 50%を手当てとするということがおこなわれてきました。組合側は、「一步譲ったとしても、労基法 26 条に違反していることは否めない」として交渉をしてきました（もちろん、契約はすでに成立しているのですから、不開講は中途解約に等しく、組合は 100%の手当を要求してきました）。しかし、今回の不開講は従来のそれとは質を異にしています。

上に書いた通り、今回の不開講はすべて大学側の責任において決定されたことです。

労働契約法 17 条第 1 項によれば、有期労働契約において、やむを得ない事由がある場合でなければ中途解雇はできないとなっています（強行法規）。また、民法 536 条第 2 項は、そうした不開講がすべて大学の責任であれば全額補償しなければならないと解釈できます。

したがって、当組合は貴大学に対し、不開講手当として賃金の 100%を支払うべきことを要求します。

貴大学以外にも、就業規則に規定してある不開講手当で済まそうとしている大学が出てきています。当組合は、このような傾向は決して放置されるべきではないと考えます。

また、コロナ禍が収束することなく、来年度以降も交換留学生の受け入れが中止されれば、該当科目を担当している非常勤講師にとっては死活問題にもなりかねません。上記の文科省の通知通り、少なくとも 2021 年度は何らかの方法で交換留学生を受け入れる方途を探っていただきたいと思います。

要求項目

① 不開講手当を賃金の 100%支払うこと

（できない場合は、上記の組合の見解のどこが間違っているかを指摘していただきたい）

② 2021 年度の交換留学生受け入れの方途を探ること

以上

.....

関西圏大学非常勤講師組合

〒 542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大阪私大教連気付
email:sodan@hijokin.org

東海圏大学非常勤講師組合

〒460-0005 名古屋市中東区東桜 2-22-15 いずみビル 4F
全労連名古屋中地域センター気付 email:kff02520@nifty.ne.jp(書記長 前田定孝)